

第5回委員会意見に基づく再検討事項の整理

赤字修正箇所

青字再修正箇所

■ 原子力防災について

	意見の概要	修正案
①	<p>(田辺委員)</p> <p>水害、雪害等の発生が書かれているが、原子力防災について記載できないのか。</p>	<p>P.19(前回素案 P.17)</p> <p>1-1. 越前市の概要</p> <p>(3)越前市のまちづくりの主要課題</p> <p>地球温暖化と自然災害等のリスクの高まりへの適応</p> <p>地球温暖化の進行に伴う集中豪雨の多発や台風の大型化等により、全国的に気象災害が頻発化・激甚化しており、巨大地震発生の予測等と合わせて自然災害への備えが必要です。</p> <p><u>また、本市は原子力事業所から概ね半径 30km圏が対象となる「緊急時防護措置を準備する区域」(UPZ)に含まれることから、原子力災害への備えも必要となります。</u></p> <p>本市における近年の自然災害では、2022 年(令和4年)8月や2018 年(平成 30 年)7月には水害が、2021 年(令和3年)1月、2018 年(平成 30 年)2月には、雪害が発生しています。</p> <p>市民アンケートの結果では、今後の取組みの重要度として「水害や土砂災害等の自然災害への備え」、「災害時の避難のしやすさ」、「防災に関する情報提供」が上位を占めており、安全安心に対する市民の関心の高さがうかがえます。</p> <p>自然災害等から市民を守るために、災害に強い社会基盤整備によるハード対策と、防災教育や<u>迅速かつ実効性のある情報伝達を確立する取組み、避難計画の策定</u>等のソフト対策により、災害発生の未然防止と災害発生時の被害を最小限に止める取組みを総合的に推進するとともに、気候変動の原因となる地球温暖化に対して、環境負荷を軽減する都市づくりやライフスタイルに転換していく必要があります。</p> <p>P.76(前回素案 P.71)</p> <p>④住宅地災害</p> <p>◎安全な避難路、避難拠点等の確保と防災機能の充実</p> <p>➤ <u>地域防災計画に基づき、災害の発生時に、安全かつ円滑な避難の誘導、応急活動が行える体制の確保を図ります。</u></p>

■地域拠点（あいぱーく今立周辺）について

	意見の概要	修正案
②	<p>(岩崎委員)</p> <p>(1) 将来都市構造の地域拠点については、国道 417 号が市の新たな玄関口となることにもふれるべき。また、基本方針で和紙のことはふれているが、花筐公園や味真野地区の文化歴史等、和紙以外の周辺のこと踏まえた、書き方をしてほしい。</p>	<p>P.26(前回素案 P.25)</p> <p>1-5. 将来都市構造 (1)3つの拠点 地域拠点(あいぱーく今立周辺)</p> <p>【位置づけ】 継体天皇の伝承が残る花筐公園や重要文化財に指定されている大瀧神社、伝統工芸の越前和紙等の地域固有の歴史文化資源が豊富で、医療、金融、行政支所等の都市機能が集積するとともに、公共交通(バス)が円滑で、また、<u>国道 417 号冠山峠道路の開通により本市の東の玄関口としての性格を有する</u>あいぱーく今立周辺を「地域拠点」に位置づけます。</p> <p>【基本方針】 ①市東部地域の拠点として、行政サービスや医療、福祉、商業など、地域生活に関するサービスの充実により、生活環境の向上と地域コミュニティの維持を図ります。 <u>②北陸新幹線越前たけふ駅開業や国道 417 号冠山峠道路開通を契機として、歴史文化資源が豊富な味真野地区、越前漆器の産地の鯖江市河和田地区等に近接する立地を今立周辺エリアの豊富な歴史文化資源を活かし、広域的な交流人口の増大を図ります。</u> <u>③継体天皇の伝承が残る花筐公園周辺や大瀧神社、紙の文化博物館、越前和紙の里美術館等の歴史文化を楽しめるウォーカブルな環境整備等により、まちなか今立の歴史文化の継承と観光まちづくりの推進を図ります。</u></p>
	<p>(岩崎委員)</p> <p>(2) 歴史が見えるまちづくりというところで、歴史文化が見えるって何をどういうふうに進めていくのか方針か位置付けが見えると良い。</p>	<p>P.33(前回素案 P.32)</p> <p>2-1. 土地利用の方針 (2) 拠点及びゾーン別の方針</p> <p>◎学び楽しめるウォーカブルなエリアの形成</p> <p>➤ <u>地域のシンボルである花筐公園や岡太神社、大瀧神社、和紙工房、紙の文化博物館、和紙の里美術館などを活用して、地域の歴史や文化を</u>学び楽しめるウォーカブルなエリア形成を図ります。</p>

■土地利用方針の沿道環境保全ゾーンについて

	意見の概要	修正案
③	<p>(小野田アドバイザー)</p> <p>東西の路線では戸谷片屋線が重要である。「円滑な交通の維持と交通の利便性の観点から」というのは良いが、「沿道利用を促進」という方向性では、交通機能が確保できなくなるのではないか。</p>	<p>P.36(前回素案 P.35)</p> <p>2-1. 土地利用の方針 (2)拠点及びゾーン別の方針</p> <p>⑤沿道環境保全ゾーン</p> <p>都市の骨格となる幹線道路の沿道では、<u>円滑な交通の維持交通の円滑化を前提とし、交通の利便性を高める活かした土地利用を図ります。</u></p> <p>◎<u>ロードサービス施設等の適正な誘導</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 国道8号、旧国道8号、国高地区の(都)戸谷片屋線の沿道では、大規模集客施設等の円滑な交通処理に影響を与える施設の立地を制限<u>します。</u> ➤ <u>交通への影響を配慮し、円滑な交通を阻害せず、幹線道路としての交通の利便性を高める活かしたロードサービス施設や商業施設等</u>の立地を誘導します。

■既存の公共交通について

	意見の概要	修正案
④	<p>(澤崎委員)</p> <p>既存鉄道等を含めた公共交通ネットワークは全国的にも存続させるだけでも非常に厳しい状態になっている。他自治体の都市マスでは、既存鉄道の存続について位置付けられている。鉄道やバス等の既存ネットワークを連携させることも、新しい交通ネットワークの形成と合わせて重要な課題である。</p> <p>(下川委員長)</p> <p>「既存の公共交通の維持を前提としながら各鉄道や他の交通手段と連携することで～」という表現ができるか。</p>	<p>P.51(前回素案 P.51)</p> <p>2-2.交通体系整備の方針 (3)公共交通ネットワークの形成</p> <p>①鉄道の利便性向上</p> <p>持続可能な鉄道サービスの提供を前提としながら各鉄道や他の交通手段と連携することで利便性を向上させ、各都市を広域的に結ぶ公共交通ネットワークとしての機能の維持を図ります。</p> <p>◎鉄道網の形成と機能強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ ハピラインふくい、福井鉄道福武線は、北陸新幹線を含めた鉄道網を形成することで、利便性向上や利用促進を図ります。 ➢ 鉄道等の機能強化のため、沿線市町や鉄道事業者との意思疎通を図りながら、新駅設置や既存駅の改修(駅舎改修、改札口の充実等)及び交通結節機能の向上、待合環境の改善等を図ります。 <p>◎持続可能な鉄道サービスの支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ <u>福井鉄道福武線やハピラインふくいの持続可能な鉄道サービスの提供のため、県や沿線市町とともに利便性の向上や車に頼りすぎない住みやすいまちづくり等に取り組めます。</u>

■都市公園の方針について (1/2)

	意見の概要	修正案
⑤	<p>(石山委員)</p> <p>武生中央公園や芦山公園は集客力があるので、市民のための公園としてだけでなく、人を呼び込むための資源として活用していくような文言をいれられないか。</p>	<p>P.57(前回素案 P.56)</p> <p>2-3. 公園・緑地の方針</p> <p>(1)基本方針</p> <p>環境保全、レクリエーション、防災、景観形成、<u>交流等の機能を有する緑の継承</u></p> <p>・本市の都市公園・緑地は、施設ごとに様々な特色があります。かこさとしの絵本の世界を体現している武生中央公園や、様々な運動施設を有する武生東運動公園、平安時代の寝殿造庭園を再現した紫式部公園、「日本の公園の父」と呼ばれる本多静六の設計による芦山公園、継体天皇の伝承が残る花筐公園、水に親しむことができる日野川河川緑地など、それぞれの個性が市全体の魅力向上に寄与しています。これらの都市公園・緑地を、次世代へ継承するため施設の適正な維持更新を図り、<u>市民等の休養、健康増進、市内外からの交流等の場としての活用を促進します。</u></p>
⑥	<p>(増田委員)</p> <p>武生中央公園のゼロカーボン・セントラルパーク化については、公園内だけでなく公園への移動手段も含めるべきではないか。</p> <p>(下川委員長)</p> <p>「ゼロカーボン・セントラルパークとし、「交通の在り方をふまえ」・・・」という表現にする等、公園と周辺交通を結びつけた表現が可能か検討してほしい。ゼロカーボンの象徴である公園と結びつくイメージを持たせたらどうか。</p>	<p>P.59(前回素案 P.57)</p> <p>2-3. 公園・緑地の方針</p> <p>(2)保全と活用</p> <p>都市基幹公園</p> <p>➤ 武生中央公園については、太陽光発電による再生可能エネルギーや水素などの未利用資源を活用した「ゼロカーボン・セントラルパーク」とし、<u>公園へアクセスする交通のあり方を踏まえて、市の脱炭素化の推進を図ります。</u></p>

■都市公園の方針について (2/2)

	意見の概要	修正案
⑦	<p>(岩崎委員)</p> <p>都市基幹公園の武生中央公園、武生東運動公園、芦山公園は触れられているが、和紙の里や花筐公園については、活用方針が触れられていない。</p>	<p>P.59(前回素案 P.57)</p> <p>2-3. 公園・緑地の方針</p> <p>(2)保全と活用</p> <p>都市基幹公園</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ <u>和紙の里公園については、大滝神社の社叢林を含んでおり、適切な維持管理により、豊かな自然と触れ合える場としての活用を図ります。</u> ➤ <u>白崎公園については、総合的なレクリエーションエリアの核として屋内運動施設が整備された公園で、周囲を取り囲む自然や動物と触れ合える公園として魅力向上を図ります。</u> ➤ <u>花筐公園については、継体伝承等の歴史と天然記念物薄墨桜や孫桜をはじめとする自然環境が一体となって固有の魅力を発揮する公園として、環境の維持、充実を図ります。</u> ➤ <u>日野川河川緑地は、安全に利用できるよう適切な維持管理を行い、水辺空間と一体となった活用を図ります。</u>

■修景整備やリフォーム等の支援制度について

	意見の概要 (○：下川委員長)	修正案
⑧	<p>(田中委員)</p> <p>「…空き家・空き店舗などのリフォームに対する支援制度を活用し、伝統的建造物の保存を図ります」とあるが、支援するのは市で、支援制度を活用し、保存を図るのは市民ではないか。</p>	<p>P.71(前回素案 P.66)</p> <p>2-5. 景観形成の方針</p> <p>(3)市街地景観の方針</p> <p>①歴史的なまちなみ景観</p> <p>◎伝統的建造物の保存</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 居住者の世代交代が進む中で、地域と連携しながら景観を保全するとともに、建築物の修景整備や空き家・空き店舗等のリフォームに対する支援制度の<u>周知・啓発を行い</u>、伝統的建造物の保存を図ります。

■鳥獣害について

	意見の概要	修正案
⑨	<p>(若泉委員)</p> <p>安心安全の観点で、鳥獣被害に関する ことも記載してほしい。</p>	<p>P.38(前回素案 P.37)</p> <p>2-1. 土地利用の方針 (2)拠点及びゾーン別の方針</p> <p>⑩森林環境保全ゾーン</p> <p>◎都市と自然の調和</p> <p>➤ <u>動植物の生息・生育の場としての森林環境の保 全を図ります。</u></p> <p>P.75(前回素案 P.70)</p> <p>2-6. 安全で安心なまちづくりの方針 (2)自然災害等に対する取組み</p> <p>②土砂災害等</p> <p>◎鳥獣被害の防止</p> <p>➤ <u>里地里山の適正管理、豊かな森づくり等によ り、動植物の生息・生育環境の保全を図りま す。</u></p>

■【その他修正箇所】

	修正項目及び箇所	修正案
⑩	<p>Co2 排出量のデータを更新</p> <p>P.11(前回素案 P.10)</p> <p>1-1.越前市の概要 (1)越前市の現況 ⑥環境</p>	<p>・越前市算出データ(H30)から、環境省データ(R2)へ変更</p>
⑪	<p>産業の概要を追加</p> <p>P.10(前回素案 -)</p> <p>1-1.越前市の概要 (1)越前市の現況 ⑤産業</p> <p>P.32(前回素案 P.31)</p> <p>2-1.土地利用の方針 (1)基本方針</p>	<p>・製造品出荷額、年間小売販売額、農業出荷額について追加。</p> <p>→<u>都市地域における経済活動や市民生活を支える都市基盤と農地や樹林地、水辺地等との共存を図るため、無秩序な開発を抑制します。</u></p> <p><u>・都市と自然のバランスに基づく経済活動を土地利用の側面から推進する。</u></p>
⑫	<p>地域防災計画の記載を追加</p> <p>P.74(前回素案 P.69)</p> <p>2-6.安全で安心なまちづくりの方針 (1)基本方針</p>	<p>・事前防災及び減災その他迅速な復旧復興等に資するため、<u>地域防災計画に基づき</u>、社会資本の整備と適切な維持、更新を行い、安全で安心して生活できるまちの実現を目指します。</p>
⑬	<p>砂防対策事業から砂防事業へ修正</p> <p>P.75(前回素案 P.70)</p> <p>2-6.安全で安心なまちづくりの方針 (2)自然災害等に対する取組み</p>	<p>◎砂防対策事業等の実施と適切な開発指導</p> <p>➤ 県と連携して砂防対策事業の実施や大規模盛土造成地等への必要な対策を進めるとともに、土砂災害のリスクの高い区域からの移転や改修の支援、新たな開発行為に対する適切な指導を図ります。</p>